

65 歳以降の 障害福祉サービス利用の手引き

- ・ 介護保険と障害福祉の適用関係
- ・ 大津市における障害福祉サービスと介護給付の併給の原則について
- ・ ヘルパーを利用する
- ・ 日中一時支援を利用する
- ・ 通所施設を利用する
- ・ 相談支援事業所を利用する
- ・ 障害福祉サービス利用者自己負担上限月額に関して

障害福祉サービスを利用されている方が介護保険利用対象者となると、居宅介護（身体介護や家事援助等）や短期入所を利用している場合は、介護保険のサービスが原則優先となります。そのため、介護保険の認定調査の手続きを行い、要支援や要介護の判定が出た場合は、介護保険サービスの利用に基本切り替える必要があります。障害福祉サービスを利用している場合、障害福祉課から65歳の誕生日を迎える3カ月前に介護保険利用の案内が届きます。なお、65歳以前から利用している通所施設や介護保険サービスにはない障害福祉サービス（同行援護、行動援護、移動支援、日中一時支援等）は継続して利用することが可能です。

また、65歳以上の障害者については、サービスの支給量・内容が介護保険制度で十分に確保されない場合には、障害者総合支援法において、その支給量・内容に上乗せしてサービスを受けられる仕組みとなっています。

◎発行元：大津市障害者自立支援協議会

◎発行日：平成30年2月6日（令和4年11月1日 一部修正）

◎問合せ先：大津市障害者自立支援協議会事務局

・住所：大津市馬場二丁目13-50 大津市立やまびこ総合支援センター内

・電話：077-527-0486 FAX：077-527-0334 メール：sien@biwakogakuen.or.jp

介護保険と障害福祉の適用関係

1. 社会保障制度の原則である保険優先の考え方のもと、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることになる。しかし、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かを判断する。

1) 介護給付費等と介護保険制度との適用関係

市町村は、介護保険の被保険者（受給者）である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付を受けることが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。

2) 介護保険サービス優先の捉え方

サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用しないこととする。

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年通知）」

2. 市町村が適当と認める支給量が介護保険サービスだけでは確保することができないと認められる場合等には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能である。

具体的な運用

申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。

ア 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスだけでは確保することができないものと認められる場合。

イ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合（当該事情が解消するまでの間に限る）。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成 19 年通知）」

3. 障害福祉サービス固有のサービスと認められるものを利用する場合には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能である。

状態の変化によりサービスの必要量が増減する場合があるが、介護保険利用前に必要とされていたサービスが、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい。

「平成 26 年 3 月障害保健福祉関係主管課長会議」

大津市における障害福祉サービスと介護給付の併給の原則について

- ①介護保険給付対象の障害者については、基本的に介護保険サービスの利用が優先となる。大津市職員は障害福祉から介護保険移行がスムーズに行えるように概ね3カ月前から懇切・丁寧な説明と支援を行う。なお、当該障害者が介護保険サービスの需給が可能にも関わらず、手続きを行わない場合、引き続き手続きをするように助言・援助を行いつつ、介護保険サービス移行までの期間、限定的に障害福祉サービスの給付を行う。
 - ②併給の対象者は介護保険給付の対象者になる以前から全身性障害にて障害福祉サービスの身体介護の給付を受けていた者、または難病患者で全身性障害がある者とする。
 - ③併給を行うサービスは原則として居宅介護、重度訪問介護等身体面の介護にかかるものとする。
 - ④併給を行う場合、ケアマネが作成したケアプランを十分検討し、あくまでも介護保険サービスが主体となっていることを確認する。重複給付を受ける者の条件は、介護保険給付が1カ月の支給限度額まで行われている事、及びホームヘルプサービスの利用がその基準額の5割以上である者とする。
 - ⑤要介護度にかかわらず、④で検討したケアプランによるホームヘルプサービスと従前の障害福祉サービスの身体介護の給付量を比較した場合、介護1対障害1.1以上の場合、その不足分を障害福祉サービスにて給付する。
- ・平成29年11月1日から原則適用する。

*障害福祉サービスの支給決定に関して

- ・サービスの支給量は障害支援区分が一つの基準となります。
- ・介護保険と同様に認定調査を通して障害支援区分は決まります。調査項目は介護保険の調査項目と違います。区分は非該当及び1から6まであります。
- ・区分によって、利用できる時間数の基準が決まります。また、障害者総合支援法に基づく福祉サービスの利用できる種類に制限がある場合があります（例えば重度訪問介護は区分3以上でないとは利用できません）。
- ・障害支援区分は有効期間があります（原則3年ですが、障害の状況が変動しやすいと審査会で判断された場合は短くなることがあります）。有効期間が切れる前に再度認定調査が必要です。また、障害の状態が変わったときは有効期間内でも変更のために再認定を受けることができます。

障害支援区分の認定調査項目（80項目）

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）			
1-1 寝返り	1-2 起き上がり	1-3 座位保持	1-4 移乗
1-5 立ち上がり	1-6 両足での立位保持	1-7 片足での立位保持	1-8 歩行
1-9 移動	1-10 衣服の着脱	1-11 じよくそう	1-12 えん下
2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）			
2-1 食事	2-2 口腔清潔	2-3 入浴	2-4 排尿
2-5 排便	2-6 健康・栄養管理	2-7 薬の管理	2-8 金銭の管理
2-9 電話等の利用	2-10 日常の意思決定	2-11 危険の認識	2-12 調理
2-13 掃除	2-14 洗濯	2-15 買い物	2-16 交通手段の利用
3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）			
3-1 視力	3-2 聴力	3-3 コミュニケーション	3-4 説明の理解
3-5 読み書き	3-6 感覚過敏・感覚鈍麻	-	-
4. 行動障害に関連する項目（34項目）			
4-1 被害的・拒否的	4-2 作話	4-3 感情が不安定	4-4 昼夜逆転
4-6 同じ話をする	4-7 大声・奇声を出す	4-8 支援の拒否	4-9 徘徊
4-11 外出して戻れない	4-12 1人で出たがる	4-13 収集癖	4-14 物や衣類を壊す
4-16 異食行動	4-17 ひどい物忘れ	4-18 こだわり	4-19 多動・行動停止
4-21 自らを傷つける行為	4-22 他人を傷つける行為	4-23 不適切な行為	4-24 突発的な行動
4-26 そう鬱状態	4-27 反復的行動	4-28 対人面の不安緊張	4-29 意欲が乏しい
4-31 集中力が続かない	4-32 自己の過大評価	4-33 集団への不適応	4-34 多飲水・過飲水
4-15 不潔行為	4-20 不安定な行動	4-25 過食・反すう等	4-30 話がまとまらない
4-10 落ち着きがない	4-22 他人を傷つける行為	4-23 不適切な行為	4-24 突発的な行動
4-11 外出して戻れない	4-12 1人で出たがる	4-13 収集癖	4-14 物や衣類を壊す
4-16 異食行動	4-17 ひどい物忘れ	4-18 こだわり	4-19 多動・行動停止
4-21 自らを傷つける行為	4-22 他人を傷つける行為	4-23 不適切な行為	4-24 突発的な行動
4-26 そう鬱状態	4-27 反復的行動	4-28 対人面の不安緊張	4-29 意欲が乏しい
4-31 集中力が続かない	4-32 自己の過大評価	4-33 集団への不適応	4-34 多飲水・過飲水
4-15 不潔行為	4-20 不安定な行動	4-25 過食・反すう等	4-30 話がまとまらない
4-10 落ち着きがない	4-22 他人を傷つける行為	4-23 不適切な行為	4-24 突発的な行動
4-11 外出して戻れない	4-12 1人で出たがる	4-13 収集癖	4-14 物や衣類を壊す
4-16 異食行動	4-17 ひどい物忘れ	4-18 こだわり	4-19 多動・行動停止
4-21 自らを傷つける行為	4-22 他人を傷つける行為	4-23 不適切な行為	4-24 突発的な行動
4-26 そう鬱状態	4-27 反復的行動	4-28 対人面の不安緊張	4-29 意欲が乏しい
4-31 集中力が続かない	4-32 自己の過大評価	4-33 集団への不適応	4-34 多飲水・過飲水
5. 特別な医療に関連する項目（12項目）			
5-1 点滴の管理	5-2 中心静脈栄養	5-3 透析	5-4 ストーマの処置
5-5 酸素療法	5-6 レスビレーター	5-7 気管切開の処置	5-8 疼痛の看護
5-9 経管栄養	5-10 モニター測定	5-11 じよくそうの処置	5-12 カテーテル

ヘルパーを利用する

	《介護給付に基づく利用》	対象者
身体介護	入浴、排泄、食事、更衣、見守り等、日常生活における身体面の介助をします。	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以前から利用しており、65歳到達時に要介護認定が非該当になった方は利用することが可能です。また、介護保険における居宅介護等サービスの支給量・内容では在宅支援が十分に確保されない場合、一定の条件を満たせば、身体介護を上乗せして受給できます。 ・障害支援区分1以上の方。 ・通院等介助には「身体介護あり」と「身体介護なし」があります。
家事援助	ご本人に必要な調理、洗濯、掃除、買い物、衣類の整理等の家事のお手伝いをします。	
通院等介助 通院等乗降介助	ご本人の病院への定期的な通院や公的手続きや相談のため官公署を訪れる場合に、必要な乗降や付き添いの支援を行います。	
行動援護	知的や精神に重い障害があり、見守りが必要な人に対して安心して日常生活や外出ができるように支援します。	障害支援区分3以上の行動上著しい困難があり、一定の要件を満たす方。
重度訪問介護	常時支援が必要な人の日常生活や外出の支援を総合的に支援します。 平成30年4月から入院中の意思疎通支援を行うこともできます。	介護保険における居宅介護等サービスの支給量・内容では在宅支援が十分に確保されない場合、一定の条件を満たせば、重度訪問介護を上乗せして受給できる仕組みとなっています。
同行援護	視覚障害等の人の外出に同行し、移動に必要な情報の提供や、必要な援助を行います。	視覚障害により移動に著しい困難がある方。
	《地域生活支援事業に基づく利用》	対象者
移動支援	社会的不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動支援。ただし、経済活動や通所等の通年にわたる定例的な外出は対象としません。	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳、精神保健福祉手帳を持っている方。 ・両上肢、両下肢のいずれも障害があり、身体障害者手帳1級で介護保険給付の対象となる前から利用していた方。 ・上肢及び下肢のいずれにも障害があつて、下肢又は体幹が1級から3級で介護保険給付の対象となる前から移動支援を利用していた方。

総合支援法におけるヘルプサービスの利用に関して

(1) 居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

【居宅介護に共通する基準】

- ・二人介護は、次のいずれかに該当する場合に、必要な時間に限り認めます。
 - (1) 障害者の身体的理由により一人介護では困難と認められる場合
 - (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
 - (3) その他障害者の状況から(1)(2)に準ずると認められる場合
- ・1日複数回利用する場合は、概ね2時間以上の間隔を空けることが必要です。

(1-1) 身体介護

居宅において、本人が行う入浴、排せつ及び食事等の介護等をヘルパーが行います。

①対象者と必要な障害支援区分

【対象者】 障害者、難病等の患者

【支援区分】 区分1以上（児童はこれに相当する支援の度合）

②支給量を定める単位時間（30分単位）月

③支給決定期間 1年以内

④運用上の基本的考え方

- ・日常生活を営む上で必要な行為を利用者本人が行う時に、ヘルパーが利用者本人へ身体的援助を行うサービスです。安全確認のための声掛け、見守りも含みます。
- ・1回当たりの利用時間の上限は基本3時間です。
- ・利用者の自立につなげるために、安全を確保しつつ常時介助出来る状態でヘルパーが利用者と共に調理、掃除、洗濯等の家事を行う支援については「身体介護」（家事の共同実践）で支給決定が可能です。ただし、事前に障害福祉課に相談してください。

(1-2) 家事援助

居宅において、ヘルパーが調理、洗濯及び掃除等の家事を行います。

①対象者と必要な障害支援区分

【対象者】 障害者、難病等の患者（児童含む）

【支援区分】 区分1以上（児童はこれに相当する支援の度合）

②支給量を定める単位時間（最初は30分、その後は15分単位）月

③支給決定期間 1年以内

④運用上の基本的考え方

- ・日常生活を営む上で必要な行為を、利用者本人に代わってヘルパーが行います。利用者が単身のため、又は家族等の介護者に障害や疾病があるため、利用者本人や家族等の介護者が家事を行うことが困難な場合に支援するサービスです。

(日常生活を含む)

調理、洗濯、掃除、買い物、衣類の整理・補修、ベッドメイク、薬の受け取り
育児支援（育児中の親が障害を理由に通常の育児ができない場合）等

(日常生活に含まない)

利用者本人以外のための調理・洗濯、利用者本人が使用しない部屋の掃除
部屋の模様替え、特別な調理（正月やクリスマスなど特別な手間を掛けて行うもの）
来客対応、洗車、庭の手入れ、ペットの世話等

- ・ 1 回当たりの利用時間の上限は基本 1.5 時間です。

(1-3) 通院等介助

居宅から、病院へ通院するため、官公署や相談事業所へ公的手続きや障害福祉サービス利用について相談するための移動介助を行います。具体的には以下の通り。

- ①病院等への通院…医療機関に通院の介助
- ②官公署等での手続き…公的手続及び相談のため、官公署（国、都道府県、市町村の機関や外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他準ずる施設）、指定相談支援事業所を訪れる場合の送迎の介助（選挙の投票を含む）
- ③障害福祉サービス事業所の見学…相談の結果、見学のため、紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合の送迎の介助

①対象者と必要な障害支援区分

(身体介護を伴わない場合)

【対象者】 障害者、難病等の患者

【支援区分】 区分 1 以上

(身体介護を伴う場合)

【対象者】 障害者、難病等の患者

【支援区分】 区分 2 以上

【他の要件】

障害支援認定調査において、次に掲げる項目のいずれかの状態に 1 つ以上認定されていること

歩行：「全面的な支援が必要」

移乗：「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

移動：「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

排尿：「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

排便：「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

②支給量を定める単位時間（30 分単位）月

③支給決定期間 1 年以内

④運用上の基本的考え方

(1)乗降・降車の介助を行うことに前後して必要な身体介護が 20 分から 30 分程度未満の場合は、「通院等乗降介助」になります。

(2)ヘルパー自らが運転する車両で移動介助する場合に加え、公共交通機関等を利用して移動介助する場合も含まれます。

(3)ヘルパー自らが運転する時間は、報酬の算定対象外です。

(4)移動先が病院の場合、院内介助となる診察時間や待ち時間は、報酬の算定対象外です。院内でも

付き添いが必要な場合はサービス等利用計画（案）に理由等を記載してください。

(5)ヘルパー自らが運転する車両の運賃等は、給付費の対象外です。

(6) ヘルパーが「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」を行う場合で「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護(例：入浴介助、食事介助など)に 30 分～1 時間以上を要し、かつ、当該身体介護が中心である場合には、通算して「居宅における身体介護」を算定する。

(7) 複数の移動先へ移動する場合は、居宅(始点)から居宅(終点)の間を 1 回の介助とし、その間で算定対象となる時間を通算して算定する。

(8)ヘルパー自らが車両を運転する場合、通院等介助サービスを提供する事業所は、道路運送法上の許可や登録が必要です。

(9) 院外処方薬局への通院介助についても利用可能です。病院での支払い等手続き終了後から算定可能です。

(1-4) 通院等乗降介助

居宅から、ヘルパー自らが運転する車両への乗降の介助、乗車前、降車後の屋内外における移動の介助、移動先における手続き、移動の介助を行います。

①対象者と必要な障害支援区分

【対象者】 障害者、難病等の患者

【支援区分】 区分 1 以上

②支給量を定める単位時間 回/月

③支給決定期間 1 年以内

④運用上の基本的考え方

(1)乗降・降車の介助を行うことに前後して必要な身体介護が 20 分から 30 分程度未満の場合は、「通院等乗降介助」になります。

(2)ヘルパー自らが運転する時間は、報酬の算定対象外です。

(3)移動先が病院の場合、院内介助となる診察時間や待ち時間は、基本は報酬の算定対象外です

(4) 複数の移動先へ移動する場合は、1 つの移動先への移動を 1 回の介助とし算定する。

(5)ヘルパー自らが運転する車両の運賃等は、給付費の対象外です。

(6)ヘルパー自らが車両を運転する場合、通院等介助サービスを提供する事業所は、道路運送法上の許可や登録が必要です。

(2) 重度訪問介護

常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障害者に対して意思疎通支援その他の支援を行います。

① 対象者と必要な障害支援区分

【対象者】 障害者、難病等の患者

【支援区分】 区分 4 以上 (病院等に入院又は入所している障害者への意思疎通支援の場合は区分 6、かつ入院又は入所前から重度訪問介護を利用していること)

【他の要件】

(身体障害者・難病等の患者の場合)

- ・ 二肢以上に麻痺があること
- ・ 障害支援区分認定調査において、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれもが「支援不要」以外と認定されていること

(知的障害者・精神障害者の場合)

- ・ 障害支援区分認定調査による行動関連項目（12項目）の合計が10点以上であること
- ②支給量を定める単位時間（30分単位）月
- ③支給決定期間 1年以内
- ④運用上の基本的考え方
 - ・ 1日3時間以上利用するサービスです。
 - ・ 宿泊を伴う旅行時に重度訪問介護で算定することが可能です。事前に障害福祉課に相談してください。
 - ・ 重度訪問介護でヘルパーと外出する場合は、移動介護分の時間数を別に明記してください（重度訪問介護120時間、うち、移動介護分50時間）。
 - ・ 二人介護は、次のいずれかに該当する場合、必要な時間に限り認めます。
 - (1)障害者の身体的理由により一人介護では困難と認められる場合
 - (2)暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
 - (3) その他障害者の状況から(1)(2)に準ずると認められる場合
 - ・ 重度訪問介護は、従前の日常生活支援の取扱いと同様に、身体介護や家事援助等の援助が断続的に行われることを総合的に評価して設定しており、同一の事業者がこれに加えて身体介護及び家事援助等の居宅介護サービス費を算定することはできません。ただし、当該者にサービスを提供している事業所が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが困難である場合であって、他の事業者が身体介護等を提供する場合にあっては、この限りではありません。
 - ・ 重度訪問介護の対象となる障害者が医療機関に入院するときは、入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、重度訪問介護を利用することができます(平成28年7月厚労省通知)。
 - ・ 知的障害や精神障害の方が重度訪問介護を利用する場合は以下の取り扱いがあります。
 - * 重度の知的・精神障害者にかかる重度訪問介護については、「相談支援事業者を中心とした連携体制の下で行動援護事業者が一定期間、問題行動のアセスメントや居宅内環境調整等を行いつつ、居宅介護や他のサービスによる支援を行いながらサービス担当者会議等における連携により支援方法等の共有を進めます。また、支援方法等が共有された段階で、サービス等利用計画の変更を行い、重度訪問介護等の利用を開始する」とされています。

(3) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

①対象者と必要な障害支援区分

同行援護アセスメント（別表参照）において、次の2項目のいずれの状態にも該当すること

- ・移動障害に係る点数が1点以上
- ・視力障害、視野障害、夜盲に係る点数のいずれかが1点以上

※障害支援区分の認定を必要としないものとする。

② 支給決定期間 1年以内

③ 支給量を定める単位時間（30分単位）月

④ 支給決定期間 1年以内

⑤ 運用上の基本的考え方

- ・1日複数回利用する場合は、概ね2時間以上の間隔を空けることが必要です。
- ・二人介護は、次のいずれかに該当する場合、必要な時間に限り認めます。
 - (1)障害者の身体的理由により一人介護では困難と認められる場合
 - (2)暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
 - (3)その他障害者の状況から(1)(2)に準ずると認められる場合
- ・同行援護の対象となる障害者が医療機関に入院するときは、入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、同行援護を利用することができます(平成28年7月厚労省通知)。

(4) 行動援護

障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います

①対象者と必要な障害支援区分

【対象者】 障害者

【支援区分】 区分3以上

【他の要件】

障害支援認定調査による行動関連項目（12項目）合計が10点以上であること

②支給量を定める単位時間（30分単位）月

③支給決定期間 1年以内

④運用上の基本的考え方

- ・1事業所につき1日1回の報酬算定です。また、8時間以上利用した場合の報酬単価は7時間30分以上の単価での請求となります。
- ・二人介護は、次のいずれかに該当する場合、必要な時間に限り認めます。
 - (1)障害者の身体的理由により一人介護では困難と認められる場合
 - (2)暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
 - (3)その他障害者の状況から(1)(2)に準ずると認められる場合
- ・行動援護については外出時の支援を基本としていますが、重度訪問介護の利用のためのアセスメント等のために必要であることがサービス等利用計画などから確認できる場合には、必要な期間内において、居宅内での行動援護の利用が可能です。
- ・ヘルパー自らが運転する車両の運賃等は、給付費の対象外です。

(5) 移動支援

屋外での移動が困難な人に対してヘルパーが付き添い、移動中や目的地に必要な支援を行います。個別の支援とグループでの支援があります。

①対象者と必要な障害支援区分

【対象者】

- ・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療費（精神通院）受給者証を持っている方
- ・両上肢及び両下肢のいずれにも障害があり、身体障害者手帳1級の方
- ・上肢及び下肢のいずれにも障害があつて、下肢又は体幹が1級から3級の方
- ・視覚障害により身体障害者手帳を持っている方
- ・重度訪問介護、行動援護、同行援護の支給決定を受けている方は、移動支援の個別支援を受けることはできません。グループ支援は利用可能です。

②上限時間 30時間/月（個別支援）、5回/月（グループ支援）、5時間/月（車両移送型支援）

③支給決定期間 1年

④運用上の基本的考え方

- ・移動支援は定期的な通勤及び通所には原則認められません。ただし、緊急時かつ不定期でのやむを得ない利用の際は認められることがあります。
- ・通院等での利用は通院等介助の利用が優先となります（あらかじめ年間通して予定が分っている受診は通院等介助、突発的な通院は移動支援。）
- ・泊まりがけの旅行時に移動支援は利用できますが、夜間は算定できません。
- ・二人介護は、次のいずれかに該当する場合に認められます。なお、二人介護にする場合は、相談員が意見書を作成するか、サービス等利用計画に必要な理由の記載が必要です。
 - (1)障害者の身体的理由により一人介護では困難と認められる場合
 - (2)暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
 - (3)その他障害者の状況から(1)(2)に準ずると認められる場合

日中一時支援を利用する

1. 日中一時支援はどんな時に使えるの？

障害者に日中活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保することを目的に障害福祉サービス事業所、障害者支援施設において、障害者等に日中の活動の場を提供する支援を行います。

2. 日中一時支援を利用するにあたって・・・

- ① 日中一時支援は対象者や開所日及び支援内容が事業所によって違います。利用に当たっては事業所に確認してください。高齢障害者の方を受け入れている日中一時事業所も市内にあります。
- ② 日中一時支援は地域生活支援事業(市町村主体の事業)であるため、受給者証に記入されていないのでご注意ください。
- ③ 日中一時支援の利用にあたっては、利用時間に応じた利用料(1割負担。ただし、非課税世帯及び生活保護世帯は無料)のほか、飲食代等の実費負担がかかることがあります。

短期入所を利用する

1. 障害分野の短期入所はどんな時に使えるの？

- ① 家族が用事や体調不良で、自宅で介護を受けられない時
- ② 家族の介護負担を軽減させたい時
- ③ 将来の自立に向けて、自宅以外の場所で泊まる練習をしたい時

2. 障害分野の短期入所の特徴

- ・障害における短期入所は、事業所によって身体・知的・精神と支援における得意分野があります。
- ・大津市内の知的分野の短期入所は平日利用する場合は、日中は普段通っている通所施設を利用することが多いです。

3. 短期入所の利用にあたり

- ・ 障害支援区分1以上あれば利用申請できます。
- ・ 65歳到達前から障害福祉サービスを利用しており、65歳到達時に要介護認定の結果が非該当になった方は利用することができます。
- ・ 利用に当たって、利用料と別に食費とシーツ代がかかります。食費に関しては低所得者の場合は1日680円の減免があります。個室料等はありません。

生活介護

☆目的

自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所により様々なサービスを提供し、障害のある方の社会参加と福祉の増進を支援します。安心して希望する活動を行えるようにします。

☆対象者

- ・ 障害支援区分3以上
- ・ 50歳以上の場合は 障害支援区分2以上

☆サービス内容

- ・ 入浴、排せつ、食事等の介助、生活等に関する相談、助言
- ・ 創作的活動、生産活動の機会の提供
- ・ 身体機能や生活能力の向上のために必要な援助
- ・ 送迎サービス

☆生活介護事業所一覧

名称	所在地	電話	ファックス
デイセンター楓	大津市和邇北浜 68-2	077-572-9307	077-572-9308
和邇の里	大津市和邇今宿 815-1	077-535-9030	077-535-9041
社会就労センターあおぞら	大津市湖青一丁目 1-2	077-594-8411	077-594-8412
「伊香立の杜」木輝	大津市山百合の丘 1-1	077-598-8001	077-598-8021
障害者福祉サービス事業所 おおぎの里	大津市仰木の里東四丁目 1-2	077-572-3366	077-572-3367
デイセンターすみれ	大津市坂本五丁目 17-25	077-577-3656	077-577-3657
IL Garden	大津市坂本一丁目 3-7	077-574-7590	077-574-7591
唐崎やよい作業所	大津市弥生町 15-10	077-579-5950	077-579-8952
療養通所 always	大津市追分町 16 番 21 号	077-572-8093	077-572-8094
さくらはうす	大津市馬場二丁目 13-50	077-527-0495	077-527-0348
ひまわりはうす	大津市馬場二丁目 13-50	077-527-0492	077-527-0334
瑞穂	大津市中庄二丁目 2-11	077-525-9520	077-525-3290
愛育苑	大津市北大路三丁目 24-12	077-572-7787	077-572-7782
ステップ広場ガル	大津市石山千町 270-3	077-534-4477	077-534-4479
ぽかぽか	大津市石山千町 281-1	077-537-8550	077-537-8553
生活介護つなぐ	大津市稲津二丁目 3-30	077-548-8120	077-546-7126
いちばん星桐生	大津市桐生二丁目 13-5	077-549-0585	077-549-0585
生活介護事業所ラベンダー	大津市上田上平野町 1075-2	077-548-6970	077-548-6971
生活介護満月	大津市下阪本二丁目 10-10	077-548-6778	077-548-6678
生活介護事業所 office-cosiki	大津市瀬田二丁目 1-4	077-535-1090	077-535-1090
ノエルしごとの家	大津市三大寺 1-8	077-545-4121	077-543-9194
生活介護すまいる	大津市大萱四丁目 3-7	077-545-3688	077-545-3688
まちかどプロジェクト	大津市大萱五丁目 6-8	077-543-2844	077-543-2900
ふあんテンポ	大津市大萱七丁目 6-43 びわこ共生モール 1 階	077-548-6776	077-548-6560
夢創舎	大津市大將軍二丁目 33-6	077-544-6692	077-544-6695
がんばカンパニー	大津市大將軍二丁目 31-5	077-543-2766	077-543-2651

◎同一日でなければ介護保険の通所施設との併用利用も可能な場合がありますので、
障害福祉課までご相談ください。

就労継続支援A型

☆目的

- ・企業等に就労することが困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。
- このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労への移行をめざします。

☆対象者

- ・企業等に就労することが困難な方であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の方（利用開始時 65 歳未満の方）。

☆サービス内容

- ・生産活動その他の活動の機会の提供（雇用契約に基づく）
- ・就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練
- ・送迎サービスをしている事業所としていない事業所があります

☆就労継続支援 A 型事業所一覧

名称	所在地	電話	ファックス
資生園	大津市真野四丁目 17-26	077-574-5562	077-574-5563
フォレスト石山	大津市晴嵐一丁目 17-1-101	077-536-5458	077-536-5459
WAQUA	大津市石山寺三丁目 13-5	077-572-8841	077-572-8847
がんばカンパニー	大津市大將軍二丁目 31-5	077-543-2766	077-543-2651
共生OFFICE	大津市大萱七丁目 6-43 びわこ共生モール 2 階	077-543-1111	077-543-2651
はっぴいミール	大津市一里山二丁目 8-29 一里山中央ビル 1 階	077-543-2231	077-543-2232

◎同一日でなければ介護保険の通所施設との併用利用も可能な場合がありますので、障害福祉課までご相談ください。

就労継続支援B型

☆目的

雇用されることが困難な就労経験のある障害のある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

☆対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方。具体的には次のような例が挙げられます。

- ① 就労経験がある方であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方
- ② 50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者
- ③ ①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者

◎65歳以降でも新規での利用が可能です

☆サービス内容等

- 生産活動その他の活動の機会の提供
- 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- 送迎サービスをしている事業所としていない事業所があります

◎同一日でなければ介護保険の通所施設との併用利用も可能な場合がありますので、障害福祉課までご相談ください。

☆就労継続支援 B 型事業所一覧

名称	所在地	電話	ファックス
夢の木	大津市北比良 1043-146	077-596-2782	077-535-6050
蓬莱の家共同作業所	大津市南船路 271-1	077-592-0185	077-592-0185
働き教育センター大津	大津市南船路 40-1	077-592-1717	077-592-1718
多機能型事業所ふうね	大津市和邇北浜 555	077-594-8555	077-594-4200
ぴあ☆らぼ	大津市和邇今宿 892-3	077-575-5648	077-575-5648
ウッディ伊香立	大津市伊香立向在地町 187-1	077-598-2067	077-598-2067
美輪湖マノーナファーム	大津市真野四丁目 22-51	077-574-6234	077-574-6235
障害者福祉サービス事業所 おおぎの里	大津市仰木の里東四丁目 1-2	077-572-3366	077-572-3367
いしづみ (いしづみの家)	大津市日吉台一丁目 14-6	077-577-2360	077-577-2361
イロハニトイロ	大津市坂本一丁目 18-45	077-577-1188	077-577-1191
みどり園	大津市坂本四丁目 8-50	077-579-3915	077-579-4468
若鮎の家	大津市坂本六丁目 1-11	077-577-2455	077-577-3109
茗荷塾ワークショップさか もと	大津市坂本六丁目 26-4	077-578-0147	077-536-6335
医療法人藤樹会 ぎんいろ	大津市桜野町一丁目 10-5	077-510-5725	077-510-5726
B 型支援事業所カイコウ M	大津市桜野町一丁目 1-6	077-548-8803	077-548-8804
いしづみ	大津市錦織二丁目 9-28	077-510-5712	077-510-5713
しえんからさき	大津市見世一丁目 21-11	077-526-7299	077-526-7299
らくわ	大津市横木二丁目 5-5	077-510-0112	077-510-0206
はびねすファーム	大津市浜大津三丁目 2-4	077-572-5762	077-572-5762
Shake Hands	大津市浜大津三丁目 10-3 ハイツ浜大津 201 号	077-511-9296	077-511-9111
PON	大津市石場 7-8	077-515-2244	077-515-4107
QUO.Zeze	大津市馬場二丁目 12-61-3 階	077-572-8841	077-572-8847
社会就労センターこだま	大津市馬場二丁目 13-51	077-527-3789	077-527-4700
TAC	大津市馬場二丁目 11-17-101	077-526-5115	077-526-5116
ぽっとらっく	大津市中庄一丁目 18-1	077-548-7124	077-548-7125
瑞穂	大津市中庄二丁目 2-11	077-525-9520	077-525-3290
クロスロード	大津市秋葉台 23-7	077-509-8208	077-509-8010
QUO	大津市粟津町 7-21 シティ コーポせいらん 201 号"	077-572-8841	077-572-8847
Quocare	大津市晴嵐一丁目 3-21	077-535-5852	077-575-3553
障害福祉サービス事業所 れもん会社	大津市平津二丁目 4-9	077-537-0046	077-537-0061
ノエルしごとの家	大津市三大寺 1-8	077-545-4121	077-543-9194

ほわいとクラブ	大津市一里山一丁目 8 番 29 号 一里山中央ビル 5 階	077-547-6391	077-547-6392
こ☆らぼ	大津市大萱一丁目 13-4 深田ビル 1 階 101 号	077-535-9200	077-535-9199
りんごの作業所	大津市大萱一丁目 17-14 松政ビル 3 階	070-3547-3975	—
夢創舎	大津市大將軍二丁目 33-6	077-544-6692	077-544-6695
咲くら	大津市一里山五丁目 20-32	077-544-5400	077-544-5442

地域活動支援センター(サロン)

- ・精神障害の方で日中活動の場として、生活リズムの安定や人に慣れたい、自立の一步として利用します。
- ・各種プログラム(昼食作り、パソコン教室、生け花、ピアノ、ダンス等)の他に、工夫を凝らした外出レクリエーションを定期的に企画し、交流の時間を用意しています。

名称	所在地	電話	ファックス
オアシスの郷	大津市桜野町一丁目 10-50	077-510-5725	077-510-5726
やすらぎ	大津市中庄一丁目 15-18 クレストビル 2 階	077-526-7802	077-526-7803

介護保険サービス併用利用者の障害福祉サービス利用の計画作成について

介護保険制度のサービスを利用する場合は、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(以下「居宅サービス計画等」という。)の作成対象となるため、介護保険制度併用者の場合、まずはケアマネ等にケアプランに記載できないか確認を行います。無理な場合は、相談支援専門員又は障害福祉課からケアプラン等への障害福祉サービスの記載方法についてケアマネ等にアドバイスを行います。

ただし、下記にあげる障害福祉サービス固有のものとは認められるサービスの利用を希望する場合や大津市が必要と認める場合に限り、計画相談支援の対象とします。

※障害福祉サービス固有のものとは認められるサービス⇒行動援護、同行援護、就労継続支援

* 厚労省のQ & A (抜粋)

【対象者】

問 27 介護保険制度のケアプラン作成対象者の場合であって、障害福祉サービス固有の重度訪問介護による外出支援等、障害福祉の観点からその必要性や支給量について判断する必要がある場合については、サービス等利用計画の作成対象者として良いか。

(答)

○ 市町村が支給決定に当たってサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合には、作成対象者として差し支えない。

○ 「市町村が必要と認める場合」とは、基本的には、介護保険のケアマネジャーが障害福祉サービスも含めたプランを作成するべきであるが、ケアマネジャーだけでプランを作成するのが困難な場合等を想定している。

(H24. 3. 6 相談支援関係Q&A 3支給決定通知・事務処理要領 - 19 一部修正)

【介護保険の対象者の場合】

問 48 介護保険の対象者の場合、同じ者(ケアマネジャーと相談支援専門員を同一人物が行う)がプランを作成すると減算されることが報酬告示で示されている。

介護保険のケアプランを作っている者と障害者自立支援法のサービス等利用計画を作っている者が別々である場合、報酬を両方が100%請求できるのか。

(答)

○ 請求できる。

なお、利用者の立場に立った支援を行うためには、両方で調整しながらプランを作成する必要がある。

障害分野の相談支援事業を利用する

大津市では障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、大きく分けて下記の2つの相談支援事業を実施しています。

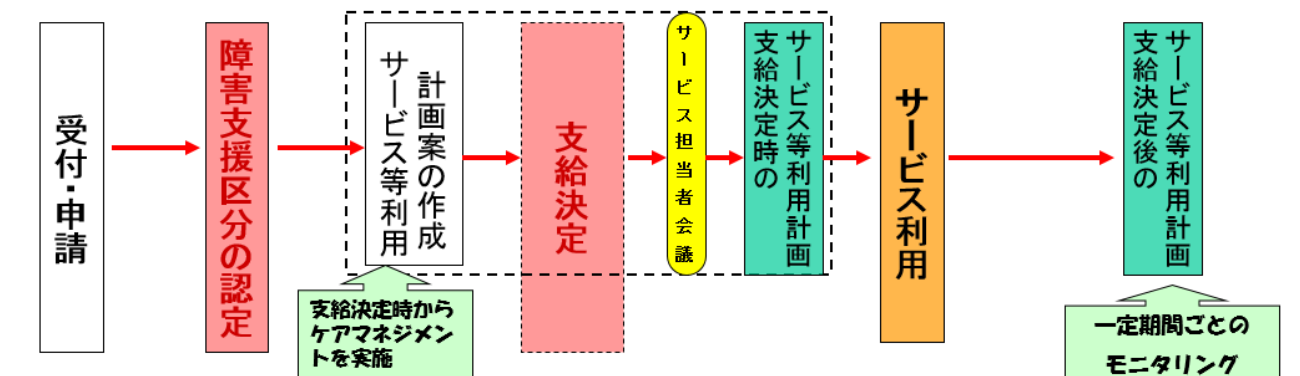
① 障害福祉サービス等を利用するための計画相談(指定特定相談支援事業所)

計画書を作成して、申請書と一緒に障害福祉課に提出しないと、障害福祉サービスの利用申請や更新の手続きができない仕組みになっています。

- ・地域生活支援事業(移動支援、日中一時支援、サロン)のみの利用者は計画相談支援の対象となりません。
- ・相談支援事業所あるいは利用者自身が作成する利用者自身の生活全般にわたるニーズ、それに対する支援目標、具体的支援等を整理したものです
- ・指定特定相談支援事業は障害福祉サービス等を利用する際の相談及び支給決定のために必要なサービス等利用計画の作成をさせていただきます。
- ・相談にあたり、相談支援事業所と契約をする必要があります。利用料はかかりません。
- ・相談支援専門員が障害福祉サービス等の利用に関してご希望をお聞きし、現在の状況をふまえて作ります。また、定期的に本人、ご家族と自宅で面談して聞き取りを行い、事業所にも様子の確認を行います。モニタリングは在宅の方は原則3~6カ月に1回、施設入所の方は半年に1回となっています。

指定特定相談支援事業所では下記の相談に対応します。

- ・利用できる障害福祉サービスに関する情報提供
- ・「サービス利用等計画」の作成
- ・サービス利用に関わる関係機関とのやり取り
- ・サービス利用開始後のモニタリング



○セルフプラン

・本人またはご家族等の支援者が計画を作成します。必要に応じて委託相談支援事業所が作成のお手伝いをします。セルフプランは所定の様式に現在の困り事や今後の目標を記載します。なお、セルフプランはモニタリングや更新時の計画の提出はありません。

② 地域で暮らすための一般的な相談(委託相談支援事業所)

・障害のある人の地域生活における様々な問題について、障害のある当事者、ご家族、他機関の支援者等からの相談に応じ、必要と思われる社会資源に関する情報提供や利用に向けた支援等を行うほか、社会生活力を高めるための個別支援や権利擁護のために必要な援助も行います。

また、障害福祉サービス等の利用する場合にご自身で計画を作成する場合のお手伝いもさせていただきます。

- ・相談にあたり、契約等の必要はなく、利用料もかかりません。
- ・65歳を超えても下記の内容に関して相談することができます。

委託相談支援事業所で行う一般的な相談とは具体例としては下記の通りです。

- ・障害理解や手帳の取得に関する相談
- ・家族関係や人間関係に関する相談
- ・不安解消に関する相談
- ・地域生活に必要なサービスや社会資源に関する情報提供と利用に向けた支援
- ・地域生活でのトラブルに関する相談及び関係機関の紹介と利用に向けた支援

*大津市内の相談支援事業所リスト

①利用計画の作成と一般的な相談支援と両方行っている委託相談支援事業所(者)

名称	所在地	電話(上段) FAX(下段)	対象	主な対象地域
木戸障害者相談支援センター	大津市木戸 709	077-592-8022 077-592-8018	知的、身体、 精神、難病	北小松から仰木
ブリッジ	大津市真野二丁目 27-1	077-575-7858	知的、身体	北小松から滋賀
相談支援事業所ひびき	大津市唐崎三丁目 1-15	077-578-5720 077-578-5740	知的	浜大津から堅田
精神障害者地域生活支援センター オアシスの郷	大津市桜野町一丁目 10-5	077-510-5725 077-510-5726	精神	長等・中央から大津市以北
(やまびこ総合支援センター内)生活支援センター	大津市馬場二丁目 13-50	077-527-0486 077-527-0334	知的	堅田から石山・晴嵐
障害者生活支援センター いるか	大津市におの浜四丁目 2-33 大津市立障害者福祉センター内	077-527-2355	身体、難病	和邇から大津市以南
障害者相談生活支援センター やすらぎ	大津市中庄一丁目 15-18 クレストビル2階	077-526-7802 077-526-7803	精神	平野・膳所から大津市以南
ひなた	大津市中庄二丁目 2-11	077-525-9520 077-525-3290	知的	和邇から大津市以南
Quocare	大津市晴嵐一丁目 3-21	077-535-5852 077-575-3553	知的、身体、 難病	石山・晴嵐から大津市以南
相談支援事業所ぐっど	大津市大江三丁目 11-17	077-543-6288 077-572-6233	知的、身体、 難病、精神	大津市南部
相談支援センター すまいる・らふ	大津市大萱四丁目 3-7	077-545-2525 077-545-2526	知的、身体、 難病	石山・晴嵐から大津市以南
そうだんオフィス	大津市大萱七丁目 6-43 びわこ共生モール 2F	077-536-5543 077-548-7860	知的、身体、 難病、精神	大津市全域
障がい児者相談センター みゆう	大津市大萱七丁目 6-43 びわこ共生モール 2F	077-548-7444 077-548-7144	知的	石山・晴嵐から大津市以南
地域生活サポートセンター じゅぷ	大津市一里山二丁目 2-8	077-548-3511 077-548-3515	知的、身体、 難病、精神	石山・晴嵐から大津市以南

②利用計画の作成を中心に行っている指定特定相談支援事業所(者)

名称	所在地	電話(上段) FAX(下段)	対象	主な対象地域
彩葉ケアサポート	大津市清和町 20-8	050-3786-9027 077-502-2131	知的、身体、 精神、難病	大津市北部
相談支援事業所トモ	大津市穴太三丁目 2-12	077-572-5207	知的、身体、 精神	大津市全域
H I E N相談支援事業所	大津市螢谷 2 番 15 号	077-575-3087 077-575-3087	知的、身体、 難病	大津市南部

障害福祉サービス利用者自己負担上限月額に関して

原則として、福祉サービスを利用した場合は費用の1割が利用者の自己負担ですが、負担上限月額が設定されています。そのため、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません（但し移動支援と日中一時支援を除く）。

※負担能力に応じて設定される負担上限月額よりも、サービスに係る費用の1割に相当する額の方が低い場合には、当該1割に相当する額を負担していただきます。

・18歳以上の方（本人及び配偶者の所得）

市民税課税世帯	所得割 16万円以上	37,200円
	所得割 16万円未満	9,300円
市民税非課税世帯	低所得2（年収80万円超）	0円
	低所得1（年収80万円以下）	0円
生活保護世帯		0円

・世帯での合算額が基準額を上回る場合、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。

障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（補装具、介護保険も併せて利用している場合は、それぞれの負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます（償還払い）。

介護保険サービス利用者自己負担の軽減に関して

・平成30年4月から65歳になるまでに5年以上、介護保険相当障害福祉サービス※注を利用していた方で、下記の要件を満たす場合は、介護保険に移行後に利用した障害福祉相当介護保険サービス※注にかかる利用者負担分（平成30年4月1日以降に利用された分）が償還されます。

【対象者】以下の全ての要件を満たす方

①	65歳に達する日前5年間にわたり、引き続き <u>介護保険相当障害福祉サービス※注</u> の支給決定を受けていたこと
②	65歳に達する日の前日の属する年度分の市町村民税が非課税であったこと、または生活保護世帯であったこと
③	65歳に達する日の前日において障害支援区分が区分2以上であること
④	65歳に達するまでの介護保険法による保険給付を受けていないこと

※注

介護保険相当 障害福祉サービス	障害福祉サービス相当 介護保険サービス
居宅介護・重度訪問介護・生活介護・短期入所	訪問介護・通所介護・短期入所生活介護 地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護 （介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは含まれません）

